

鳥取市漁獲共済掛金軽減事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新日韓漁業協定により本市漁船の水揚げ減少による漁業経営の悪化を、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「漁災法」という。）第77条1号に規定する漁獲共済（以下単に「漁獲共済」という。）の活用を促進することによって緩和し、本市漁業の維持、存続を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、本市は、前条の目的の達成に資するため、漁獲共済掛金助成事業実施要領（平成11年10月27日付水第371号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。）に基づき、漁獲共済の掛金（以下「共済掛金」という。）を軽減する事業（以下「補助事業」という。）を行う全国合同漁業共済組合鳥取県事務所（以下「共済組合」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 この要綱において軽減対象となる漁業者（以下「対象漁業者」という。）は、鳥取市内に住所を有し鳥取県漁業協同組合に所属する者のうち、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-6の（1）のイの（ウ）に規定する漁業共済掛金助成による漁業経営安定化支援（以下「財団補助金」という。）を受けけるものとする。

(補助金の額等)

第3条 前条第1項に規定する補助金の額は、対象漁業者が支払うべき共済掛金（共済組合と対象漁業者の間で契約される共済掛金の開始日が、本補助金を受けようとする年度の前年度の2月1日から本補助金を受けようとする年度の1月31日までの日のものを対象とする。）の額から、その者に交付される漁災法第195条の規定による補助金（以下「国庫補助金」という。）及び財団補助金の額を控除した額に10分の1（財団補助金は交付されるが国庫補助金が交付されない者については、10分の2）を乗じて得た額以内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第5条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1項第1号及び第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の30%を越える減額を伴うもの
- (2) 本補助金の増額を伴うもの

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書に添付する同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付額確定通知後の補助金返還)

第8条 共済組合は、本補助金の交付額確定通知後、補助事業に係る漁獲共済の契約を契約期間の満了前に解約した場合において、その共済掛金の一部を返還するときは、様式第3号により速やかに市長に報告するものとする。

2 共済組合は、前項の規定による返還を行った場合には、その返還額に対応する本補助金の相当額を、市長が別に定めるところにより市に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるほか必要な事項は規則によるものとする。

附 則

この要綱は交付の日から施行し、平成11年度から平成13年度の補助事業に適用する。

附 則 (平成14年7月1日改正)

この要綱は平成14年7月1日から施行し、平成14年度の補助事業から適用する。

附 則 (平成19年3月1日改正)

この要綱は平成19年3月1日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。

附 則 (平成20年6月10日改正)

この要綱は平成20年6月10日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則 (平成30年1月10日改正)

この要綱は平成30年1月10日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則 (令和2年4月23日改正)

この要綱は令和2年4月23日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は令和3年2月18日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度 鳥取市漁獲共済掛金軽減事業計画（報告）書

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(単位：円)

漁獲共済加入計画（実績）						共済掛金補助額				摘要
漁業の種類	契約件数	共済掛金額 A	国庫補助金 B	財団補助金 C	自己負担額 D=A-B-C	補助率 E	県補助金額 F=D×E	市補助金額 G=D×E	差引自己負担金 H=D-F	
計										

(2) 経費の配分

(単位：円)

区分	掛金軽減事業に要する経費	負担内訳				
		国庫補助	財団補助	県補助	市補助	自己資金

2 事業完了予定年月日（完了年月日）

3 添付書類

(1) 第2条第2項の確認通知書

(2) 事業費算出表

(注) 事業計画書においては、(1)が未着の場合は省略できる。また、(2)は概算でよい。報告時には、(1)は計画時に添付したものも含め添付すること。また、(2)は根拠書類として、算出表のほか、計算結果一覧表及び変更内容確認リスト並びに共済内容概要が確認できる資料を添付すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度 鳥取市漁獲共済掛金軽減事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	

2 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度 鳥取市漁獲共済掛金軽減事業漁獲共済解約報告書

年 月 日付け鳥取市指令受農林第 号をもって交付決定のありました 年度鳥取市漁獲共済掛金軽減事業費補助金に係る共済契約について、下記のとおり解約しましたので、鳥取市漁獲共済掛金軽減事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

記

(単位：円)

漁獲共済 契約者名	契 約 年月日	共 済 掛金額	市補助 金 額	解 約 年月日	解約により減額 される市補助金額	備考